

動産総合補償制度

城東機械リース株式会社（以下「甲」とする）の動産総合補償制度は次の内容のとおりとする。

動産総合補償制度のあらまし

動産総合補償制度加入者（以下「乙」とする）が甲のレンタル建設機械（対象物件）を使用、管理中に生じた偶発的な事故によって、該当建設機械が損害を受けた場合に補償する制度。

対象物件

乙が甲から甲所有の建設機械を貸借する際、補償制度に加入し、補償料を支払った物件に対してのみ補償効力が発生するものとする。

補償のあらまし

別紙記載のとおりとする。

動産総合補償制度免責規定

甲は乙に対して次の各号に掲げる損害については、補償できない。

1. 被補償者の故意または法令違反によって生じた損害
2. 台風・洪水・高潮または水没等の水災によって生じた損害
3. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱、その他これらに類似の事変・または暴動によって生じた損害
4. 地震・津波・噴火によって生じた損害
5. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性爆発、その他有害な特性の作用または、これらの特性に起因する事故及びこれら以外の放射性照射または放射能汚染によって生じた損害
6. 当補償制度は不意の事故を救済するためのものであり、当然事故が予想される無謀運転に備えるものではなく、次の場合には当補償制度は適用されない
 - イ) 無資格・無免許・酒酔い・麻薬等運転による事故
 - ロ) 被補償者及びその承諾を得たもの以外の運転者が運転中の事故
 - ハ) 所轄警察署への事故の届けがなかった場合
 - ニ) 相手方に対し損害の賠償を求めるべき求償事故の場合
 - ホ) 甲のレンタル約款に違反して使用された場合
7. 詐欺・横領・紛失・置き忘れ等重過失による事故
8. 始業前点検を怠った使用による事故（オイル・冷却水・安全装置のチェック漏れ等）
9. 作業で当然考えられる処置を取らずに引き起こされた損害（生コン・アスファルト・モルタル・塗料の付着等）
10. 使用による消耗・磨耗・変質等による損害または消耗品に該当するものの損害（キャタピラー・ベルト・ワイヤー等）
11. 電氣的・機械的の事故による損害（エンジン・モーターの焼きつき等）
12. 本来の使用方法以外による使用による損害
13. 事故報告が遅延（甲及び警察）した場合
14. 公道走行中の事故
15. 損害の確認ができない事故（修理完了後の事故報告等）
16. 被害者と加害者が利益を共有する関係の場合
17. 警察への届け出がない、または警察に受理されない、または不適当な管理状況（カギをつけたままでの放置等）での盗難による損害
18. 破損・故障により発生した人工代や材料費損害（間接損害）
19. その他、損害保険会社の規定に準じる

補償金額

甲が乙に案内している動産総合補償制度の補償金額とする。

その他

1. 事故機械の修理期間中の休業損害はお客様の実費負担となります。
2. 事故現場からの事故機械の引き上げ代及びレッカー代はお客様のご負担とさせていただきます。
3. 乙の独自による和解等により加重された賠償金は保証できないものとする。

補償できない主な損害

各種補償共通の免責事項

- ① 故意・重過失・自然消耗及び本来の使用法以外に使用中の損害
- ② 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ会社内（下請けを含む）の場合
- ③ 事故を起こした人が自社の所有・使用・管理する財物に損害を与えた場合
- ④ 地震・噴火・津波等による損害
- ⑤ 紛失・置き忘れ・詐欺・横領による損害
- ⑥ 弊社のレンタル約款に違反して使用された場合
- ⑦ 弊社契約の損害保険会社が対象外と認定した事故

自動車補償（登録ナンバー付車両）

- ① 人身事故・盗難事故で警察への届け出がない場合
- ② 酒酔い・無免許・麻薬使用等による運転中の事故
（車両・搭乗者障害・自損事故）

動産総合補償（登録ナンバーなし自走式建設機械・その他機械）

- ① 電氣的・機械的の事故による損害
- ② 台風・洪水・高潮・土砂崩れ等の水災による損害
- ③ 盗難事故で警察への届け出がない場合

動産総合補償（登録ナンバー付以外の機械）

- ① 地下工事・基礎工事・掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れ・軟弱化もしくは土砂の流出・流入による損害
- ② 騒音・塵埃（ホコリ等）・排気・排水による損害
- ③ 公道を走行中の事故（自走式機械）

万一事故が起こったときは!

1 負傷者の救護を最優先

- ・ 事故によってケガをされた方がいる場合は救急車への連絡、応援処置、病院への搬送等
できるだけの救護を行ってください。

2 路上や工事現場等での続発事故防止

- ・ 交通事故が発生した場合、続発を防ぐ為に車輛を安全な場所へ移動する。
- ・ 工事現場内等での物損事故は損害が拡大しないよう応急処置をする。

3 警察への事故届け出を

- ・ 事故の場合は必ず警察へ届けてください。
(人身事故の場合は人身扱いの届け出が必要です。)
- ・ 道路上の交通事故は人身事故・物損事故とも警察への届け出が義務づけられています。

4 ただちに当社フロント係又は担当営業社員までご連絡を

事故の大・小にかかわらず事故の内容についてご連絡ください

- ① 事故発生日時
 - ② 事故発生場所
 - ③ 運転者名・会社名・連絡先(住所・電話番号等)・事故車の登録番号・
損害の内容及び程度
 - ④ 事故の状況
 - ⑤ 相手の氏名・連絡先(住所・電話番号)・会社名等
 - ・ 人身事故……………ケガの内容・病院名・電話番号等
 - ・ 物損事故……………被害物の名称・登録番号・損害内容・修理業者等
- ※人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをお願いします

注意事項

- ・ 盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることが補償の条件です。
警察扱いが損失や置き忘れなどの場合は補償の対象外となります。
- ・ 過失割合に関係なく発生した事故についての免責金をご負担となります。
- ・ 賠償責任補償において、レンタル先ユーザーが現場保険・賠償責任保険等契約されている場合、
事故発生時はユーザーの保険を優先して適用させていただきます。
- ・ 事故報告が遅延しますと補償金のお支払いができない場合があります。

